

罷業ヲ為スヘク画策セル者アリシモ成行セス乙部職  
 工ノミ協議成立シ十二日午後二時交代後全員作業ヲ  
 中止シ寄宿舎、引揚ケタルヲ以テ事業主側ハ狼狽シ  
 テ罷業原因ヲ荷シタルニ割増<sup>金</sup>支給廢止ノ不平ニ基ク  
 事判明シタルヲ以テ急極協議ノ上今後引續キ六ヶ月  
 間割増金ヲ支給スル旨声明シタルヲ以テ勞働者ハ之  
 ヲ諒トシ午後五時工場ニ入り作業ヲ開始シタルカ幾  
 分急業氣分アレルヲ以テ引續キ注意中

右及申(通)報候也

三、三、一四、三、一  
 (三報包)

4. 2. 8  
 467

勞社第六九〇號

昭和四年四月五日

警視廳長 高田光 雄

内務大臣望月圭介 影  
 社會局長 官 影  
 大阪神奈川各府知事 殿

東京元スリニ紡績株式会社吾嬬工場勞働爭議  
 發生ニ關スル件

要旨 (一) 会社ハ各月十一月末賃銀支給方法ヲ半請負制ニ改ム  
 (二) 織機部員ハ改正賃銀法ニテハ收入減少スルヲ以テ復旧ヲ要求ス  
 (三) 四月二日賃銀問題ヲ従業員組合全部ノ問題トシ急業ス